

医療法人徳洲会の行政処分に対する改善措置完了 (今後2025年8月末まで改善措置が継続しているか確認します)

神戸徳洲会病院については、2023年8月28日に、患者の安全を最優先に考えた組織的な医療安全管理体制を実現するために必要な措置を講じるよう行政指導を行いました。その後、繰り返し医療法に違反し、医療安全管理体制に重大な不備を発生させたことから、2024年2月20日に、神戸徳洲会病院の開設者である医療法人徳洲会に対して、医療法に基づく行政処分（改善措置命令）を行いました。改善措置は2024年8月31日までに実施・完了することを命じました。

その後、法人本部より改善計画書が提出され、神戸市保健所では、定期的な立入検査を行うとともに、有識者会議（病床機能検討部会）からの意見も踏まえ、改善計画書に基づいた措置完了に向けて指導してきましたが、本日、2024年8月31日までに改善措置が完了したと判断しました。

ただし、引き続き、2025年8月末までの1年間について、有識者会議の意見も聞きながら、定期的に立入検査を行い、改善措置が適正に運用され、医療安全管理体制が確保されるよう指導していきます。

1. 病院の概要

- (1) 開設者 医療法人徳洲会 理事長 東上 震一
- (2) 病院名 医療法人徳洲会 神戸徳洲会病院
- (3) 所在地 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号
- (4) 病院管理者 尾野 亘（院長）

2. これまでの経緯

2024年2月20日	医療法に基づく行政処分（改善措置命令）の実施
2024年3月15日	医療法に基づく立入検査
2024年4月1日	改善計画書の受理
2024年4月25日	医療法に基づく立入検査
2024年5月20日	医療法に基づく立入検査
2024年6月6日	有識者会議（病床機能検討部会）での意見聴取（1回目）
2024年7月24日	医療法に基づく立入検査
2024年8月8日	有識者会議（病床機能検討部会）での意見聴取（2回目）
2024年8月23日	医療法に基づく立入検査
2024年9月13日	改善措置が完了したと判断